
定 款

一般社団法人Benefit

一般社団法人Benefit定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人Benefitと称し、読みは一般社団法人ベネフィットとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は、岐阜県岐阜市細畑一丁目10番3-602号（セザール第2細畑）に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、子供達や地域に暮らす人々の心身の健康の向上と豊かな生活を実現するため、食とスポーツを通じ健全な地域社会の発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。

1. フードドライブ及びフードバンク事業
2. 子供食堂の運営
3. 飲食店の運営
4. 食品の製造、販売事業
5. 高齢者の健康促進及び認知症予防に係る事業
6. スポーツを通じた健康促進に係る事業
7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
11. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
12. 引きこもり及び不登校に対する支援事業
13. 養護施設、母子生活支援施設に対する支援事業

14. 各種、イベント、セミナー、講習会、教室の企画、運営
15. インターネットを利用した情報提供サービス事業
16. インターネットを利用した通信販売事業
17. 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 章 会 員

(会員の構成)

第4条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第5条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第6条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、当法人が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の末日から3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が召集する。

- ② 全ての正会員の同意がある場合には招集手続きを省略することができる。

(召集の請求)

第14条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、社員総会にて議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第19条 当法人に理事3名以上を置く。

- ② 理事のうち1名を代表理事と定め、代表理事をもって理事長とする。
- ③ 必要に応じ、理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。
- ③ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は在任中の理

事の任期の満了する時までとする。

- ③ 理事が定款に定める定数に満たなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第25条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書

- ② 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に据え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散す

る。

(残余財産)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告方法)

第30条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、当法人の現行の定款に相違ありません。

令和 年 月 日

一般社団法人Benefit

代表理事 中村 祐次郎